

国際秩序安定化のための「安全保障産業」活用施策

—国内産業の安全保障政策への貢献策—

2018年5月

海洋安全保障戦略研究会

この研究会について

海洋安全保障戦略研究会は、日本の直面する安全保障の課題について、特に海洋の領域と日本の政策オプションとして新たに発展しつつある防衛装備品移転に焦点をあて、有志の研究者や官民の実務家によって行われてきた研究会である。研究会では、日本の海洋安全保障の実効性を高めるために、装備品の海外への移転をどのように行うべきかを念頭に、国内外の政策当局者や識者を講師に招き、2016年から2017年にかけて計13回の議論を通じて政策的な課題を検討してきた。

研究会座長

佐藤丙午 拓殖大学教授

事務局長

西田一平太 笹川平和財団研究員

研究会メンバー（五十音順）

伊藤弘太郎	キャノングローバル戦略研究所研究員
菅原出	国際政治アナリスト
福田毅	拓殖大学講師
村山裕三	同志社大学教授
道下徳成	政策研究大学院大学教授
部谷直亮	ガバナンスアーキテクト機構上席研究員
本多倫彬	キャノングローバル戦略研究所研究員

報告書に関するお問い合わせ先

研究会事務局（部谷直亮） csta2018@gmail.com

目次

要約（エグゼクティブ・サマリー）

はじめに

第1章 国際秩序安定化策の強化

防衛産業から「安全保障産業」への意識転換の必要性

国際的な装備品市場の実情

第2章

結論と政策提言

要約(エグゼクティブ・サマリー)

日本の安全は、周辺地域の戦略環境の安定に依存している。しかしながら、これまでの日本の安全保障政策においては、日米同盟の強化が優先されたこともあり、周辺諸国の政策選択に働きかけ、能動的に戦略環境を改善することを目的とする政策がとられることは少なかった。

「自由で開かれたインド太平洋戦略」を掲げる日本としては、これまでの安全保障政策を発展させ、関係国に対し能動的に働きかけ、その政策選択を日本の利益に沿う方向へと誘導し、自国の安全保障を向上させるための取り組みも必要である。

その際、日本が持つ政治、経済、軍事、技術、文化等の資源を総合的に活用し、相手国の政策選択に影響を及ぼす方策とともに、資源を活用する上で、国内において総合的な「安全保障産業」を構築する必要がある。

ここでいう安全保障産業とは、新技術を抱える新興企業、危機管理関連企業、伝統的な防衛産業、これらの企業を支援するサービスの提供を行う企業等を含めた総合的な企業群のことをいう。

この安全保障産業の発展を図り、さらに活躍させるために、本提言は、以下の内容を提案する。

提言 1：内閣官房に「安全保障産業」強化に寄与する省庁横断的な政策検討と調整事務を担う司令塔機能を付与し、それを支える官民共同の作業部会を設ける

提言 2：国内外の「安全保障産業」の動向等について調査研究を行い、人的ネットワークの中心となるような民間機関の育成支援を行う。この機関には政策提言機能も付与する

提言 3：米国の海洋安全保障戦略との連携を強化し、インド太平洋諸国との共働体制を構築する

提言 4：インド太平洋における海洋状況把握や人道支援・災害救援の能力を高めるため、地域諸国と協力して安全保障産業の装備品を活用する

提言 5：海外の需要家（政府・企業）と国内の安全保障産業関連企業の接点を拡大し、装備品の国際展開を支援する輸出機構を新たに設置する

提言 6：装備品の海外移転や実機による能力構築支援を進めるために「見本・教育訓練用機材」を調達すると共に、教育・訓練・維持整備を担う組織を支援する「官民ファンド」を創設する。海外での需要が見込まれる航空機については、空輸を容易化する

提言 7：政府は「安全保障産業」の維持及び海外展開を支える人材の育成支援を図る

提言 8：有望な技術を有する中小の「安全保障産業」関連企業の海外市場参画を政府が主導して支援する

提言 9：装備品移転の透明性・妥当性が担保されているかをチェックする第三者専門家委員会を設置する

はじめに

日本の安全は、周辺地域の戦略環境の安定に依存している。これまでの日本の安全保障政策では、自身の外交政策及び日米安全保障条約を通じた米国との協力により、戦略環境の安定が確保されることを期待してきた。他方、日本は周辺諸国の政策選択に働きかけ、能動的に戦略環境の醸成を図る政策を採用する機会が少なかった。

安倍晋三総理が「世界に安定、繁栄を与える」と位置づけるインド太平洋地域の戦略環境の変化を考慮すると、日本が受動的な姿勢で臨むことは、自国の将来の政策の幅を狭め、かえって不利な戦略環境を生み出すことにつながる恐れがある。今後の日本に必要なのは、従来の安全保障政策を発展させ、関係国の政策選択を日本の利益に沿う状態に誘導し、自国の安全保障を向上させることである。

その際、日本が持つ政治、経済、軍事、技術、文化等の資源を総合的に活用し、相手国の政策選択に影響を及ぼす方策を検討する必要がある。日本が優位性を持つ資源を総合的に活用し、各種の安全保障課題に対応する際、焦点となるのはインド太平洋の沿岸諸国の平和と安全と、シーレーン防衛など、海洋の安全保障に関連する主題への対応となろう。

また、軍事と民間技術の垣根は低く、第四次産業革命と言われるような歴史的な技術革新が起きている。国際社会では、民生技術を外交安全保障に適切に活かすことは常態化している。このような状況の下で、日本の外交安全保障政策上、必要となるのは、関係国の能力構築や装備品の供与・共同生産などを含む措置などである。この政策を実施する上で不可欠となるのが、国内における総合的な「安全保障産業」の構築である。

ここでいう安全保障産業とは、伝統的な防衛産業のみならず、新技術を抱える新興企業、危機管理関連企業、これら企業や政府を支援するサービス業にかかわる企業等を含めた総合的な企業群のことである。

日本の安全保障を向上させるためには、安全保障産業の発展を図るという、新しい観点に立った政策を構築・展開する必要がある。同時にこの産業からは、国内で技術的イノベーションを引き起こす起爆剤となりうる企業も出現するだろう。

第1章

国際秩序安定化策の強化

防衛装備を基本とする国際協力

現在の日本の安全保障政策は、「日本の防衛」、「日米安全保障」そして「国際社会及び地域の安定」の三つを柱として、それぞれの分野で必要な基本方針を打ち出している。

中国やロシアの影響力の拡大、米国の相対的な影響力の低下などに見られるように、急速に変化する国際秩序の下で、第二次安倍政権は自衛隊の積極的な活用を可能とする平和安全法制を成立させ、防衛装備移転三原則を含む国内技術基盤の強化や、グローバルな国際協力体制の強化などを推進し、変化に対応した積極的平和主義を基調とする安全保障政策を進めてきた。また、日米安全保障ガイドラインの改訂を通じて同盟の強化も図られており、「日本の防衛」と「日米安全保障」は確実に強化されている。

もう一つの柱である「国際社会及び地域の安定」は、2013年に発表された国家安全保障戦略や同年に改訂された防衛計画の大綱において、日本の外交安全保障政策の主要な目的の一つとして重視されている。日本は自由と民主主義、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持を掲げ、特に西アジアからインド洋にかけての洋上通商路に沿ったインド太平洋地域の安定化に注力することが示されている。この目標を達成するために、安倍政権は積極的な外交を通じて米国やオーストラリア、インドならびに東南アジア諸国との連携強化を図っており、防衛省・自衛隊においても各国との防衛協力が進められている。

この防衛協力は、政府要人や自衛隊首脳によるハイレベル交流、当局者協議、相互訪問などの部隊間交流、能力構築支援事業や装備品移転、情報保護や物品役務相互提供など各種協定に基づく協力活動、共同対処を前提とした共同訓練など多岐にわたる。これら防衛協力において、防衛装備を基本とする国際協力は、インド太平洋地域の秩序維持に直接的に作用する可能性が指摘されているが、国内での議論が必ずしも進んでいるとは言えない。

装備品移転の効用

欧米諸国は、国際的な安全保障協力の具体的な措置として、装備品の輸出や移転（リースや中古品の移転等を含む）、共同研究から生産に至る協力、調達計画から運用そしてメンテナンスに至る各種の能力構築支援などを行っている。これらは自国の産業維持にも貢献するが、装備協力によって軍同士の戦術思想やドクトリンの共有を促進し、長期的な国家間関係を規定する潜在性がある。

たとえば、航空機などの主要防衛装備品の移転においては、機体の操作や維持整備のみならず、全般的な運用についての体系的な教育も含めて行われるケースが多い。またそれらは、定期的なメンテナンスや修理、装備技術の更新など、本国の軍関係者とのさまざまな交流の

機会をもたらす。これら協力を通じて、現場から政策決定に至る各層において人的・組織的な関係が構築され、それが相互の中長期的な戦略認識にも影響を与える可能性がある。また、相手国の安全保障上のニーズに合わせた適切な装備協力を進める為には、相手国の戦略環境に対する理解を進めると共に、当該国の軍事力や政治状況に関する情報収集と、その評価を行う必要が生じる。そのような活動が、二国間の相互理解を深め、関係の基盤を強化することが期待できる。

今日の装備協力のあり方を考察すると、主要防衛装備品だけではなく、汎用技術を使用した民生品も安全保障協力における装備移転の対象として検討すべきであろう。そう考えていくと、具体的な協力の範囲は広い。相互の認識の共有と発展は、国際秩序を強化する上で不可欠なものなのである。

防衛装備品の移転は日本の経済成長につながり、日本の防衛産業基盤の強化に貢献する。防衛省・自衛隊は国内総生産の約1%程度の防衛費で必要な運用体制を維持しているため、装備品の開発と調達において様々な制約がある。さらに、主要装備の大部分は輸入とライセンス生産に依存しており、国内の装備品関連企業の技術基盤は脆弱で、利益構造が固定的になり、将来の技術発展取り残され、戦略的に不利になる可能性がある。日本が技術的に優位を持つ分野では、層の厚い国内の技術生産基盤が存在し、将来的に技術優越を維持することが期待されているものの、関連企業の防衛分野への投資は低調で、国際市場での競争力は弱い。このため、これら企業の競争力を高め、その経営を安定させるためにも、装備品の移転を適切に進める必要がある。ただし、移転の主たる目的は日本の安全保障政策に資することである。その際、過度な商業主義・経済利益の追求は国内の支持を獲得できない可能性には留意すべきであろう。

防衛産業から「安全保障産業」への意識転換の必要性

現在の防衛省・自衛隊の調達政策の下では、従来の防衛産業の発展には大きな制約が課されている。防衛産業がコストを削減し、新たな技術の進展や国際的な潮流を取り入れるには、製品・サービスを提供する企業をより広範囲に捉えた「安全保障産業」を構築することが望まれる。

従来の「防衛産業」の課題

日本においては、防衛装備品について産業育成の観点から公の場で語られる機会は少なかった。この少ない機会の中でも、日本の防衛を支える企業が経営的に厳しいという現状について憂慮するといった問題提起に留まり、国の政策として産業をどのように育成すべきかという論点は十分に行われてこなかった。結果として、防衛装備品の開発・生産・調達については、武器等製造法に規定される限定的な思考が根付いている。つまり、戦闘車輛・艦艇・航空機や武器・弾薬といった、自衛隊が作戦活動や有事において戦闘行為に用いる装備

体系の整備に貢献する企業のみが固定的に「防衛産業」として捉えられてきた。

平和国家を志向する戦後日本が、社会全般として軍事・安全保障に関する問題について適切に議論できる素地を持たなかったこともあり、時代や技術の進歩に併せて「防衛産業」を捉えなおそうという動きは最近まで見られなかった。防衛産業に属する企業の側からしても、使用者である自衛隊そのものの存在が国民に受け入れられていない状況において、自らの産業振興を声高には語ることはできなかった。「日本の再軍備」や「死の商人」を想起させかねない装備品の産業育成を語ることなどはタブーに近いものであったと言えよう。

設立当時、それなりの政治的配慮をもって成立した武器輸出三原則は、戦後に細々と再開していた装備品の海外移転を中断させた。このことは企業の投資意欲を減退させるとともに、官民ともに技術の進歩や軍隊の運用についての国際的な潮流の変化をどう自らの日本が取り入れるかという思考をも停止させた。また、国際的な競争にさらされなくなった防衛産業は、唯一の顧客である防衛省の調達計画にのみ基づいて生産を行うようになった。

現場の自衛隊や防衛省からの技術的な要求水準は高く、少量生産ながらも高精度でハイテク化された装備の開発と生産が求められていた。防衛省とのやり取りを含め、この過程で得られる特殊な技術的知見は他に生かされる場もなく、人材と企業の固定化を促すことになった。また、知的財産権は防衛省に所属するものとされ、それらを企業が自由に活用することに大幅な制約を課していた。一方、企業の側においても防衛装備品は会社全体の売り上げの一部（約 10%程度）を占めるのみであり、安定的に受注できるのであれば、その状態に安住することもできた。この結果、日本の「防衛産業」は高品質であるが高コストの体質に陥ってしまった。このため、本来、日本の伝統的な防衛産業が有する潜在性を活かしきれていない。

「安全保障産業」という新たな思考

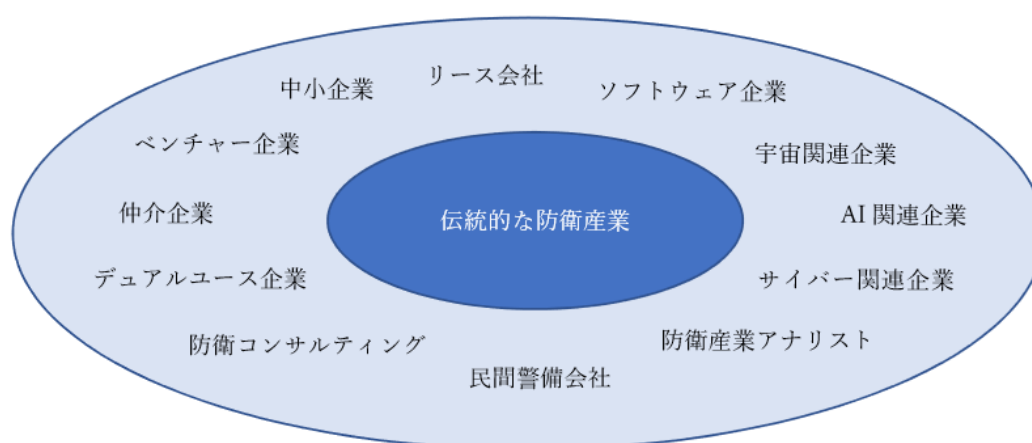
これらの従来型の装備（戦車・艦艇・作戦用航空機等）を扱う完成品メーカーや関連業種、機銃・弾薬などを製造する企業といった伝統的な防衛産業は、防衛省を唯一の取引相手とする、不完全な市場の下に置かれ、その高コスト構造が問題視されている。政府財政が厳しく、かつ米国からの高価な装備品の調達が増えるなか、このままでは中小企業を含め日本の防衛産業の維持及び成長には限界がある。

現在の日本政府は国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、利害を共有する国々に対して能力構築支援や装備品の移転を積極的に行う政策を進めている。この潮流に併せ、日本が東アジアからインド洋にかけての地域に能動的に関わりを求めていく上で、装備品についてもより包括的な観点からの検討が求められよう。また、テンポの速い世界動向に技術面はおろか政策や戦略面での遅れをとるマイナス面は計り知れない。

また、近年の安全保障課題は新技術の開発や応用によって複雑化しており、防衛に特化した製品とそうでないものを区別することが困難になってきている。このため、従来からの防衛産業だけでなく、民生品も含め、広範囲な製品およびサービスの提供を行う企業群を広義の安全保障産業として捉え、これらを総合的に国が育成・支援することで産業の活性化を図ることを提唱する。

本提言においては、次のような企業群を「安全保障産業」と呼称する。

- 従来防衛産業として、各国の主要防衛装備の開発、生産等に関わってきた企業。
- 宇宙、サイバー、ドローン、3D プリンタ、人工知能等、新たな戦闘領域に関わる装備品の開発を行う企業
- 顔認証、センサー、航空消防、警備システム等の危機管理に関連するデュアルユース技術を有する企業
- 窒化ガリウムのような新素材、バイオテクノロジー、レーザー等の民生用新技術を抱える新興企業
- 中古装備品の移転、国際共同開発、国際調達等、日本と海外をつなぐ仲介企業
- 装備の維持整備、兵器システムのソフトウェア開発、危険地での警護といった直接的なサービスを提供する企業
- 防衛コンサルティング会社、技術移転の仲介企業、防衛産業アナリスト、関連人材育成といったサービスに関する企業



図：安全保障産業のイメージ

これら安全保障産業について検討する際に留意すべきは、技術発展に伴って新たな戦闘領域が出現したことと、技術の用途が拡大したことであろう。従来においても、例えば新素材の開発が航空機や戦闘車両に用いられるなど、技術の発展は常に防衛装備の開発において重要な地位を占めていた。

しかし今日では、光学や通信などハイエンドの技術領域において民生と軍事の垣根を超えた「デュアルユース技術」が主流になりつつある。これはスピノンと呼ばれる現象である。インターネットのように、軍事用に開発されたものが民間に広く使われる事例は多い。今日、民生技術をコンポーネントとして防衛装備品に組み込んだ形が主流になりつつある。

米国防総省では、現時点または近い将来に実戦投入可能な技術を探し出し、それらを用いた新たな作戦を構想しようとしている。現在開発中の超小型の攻撃型ドローンは、高精度の顔認証システムに加え、制御や通信など多くの汎用技術が適用されており、軍事作戦のみな

らずテロや過激派対策などでも活用が進められている。旧来の軍事技術重視の発想ではもはや対処しきれない各種の戦闘場面が想定されるなか、今や軍事技術よりも先端にある民生技術や民生品を積極的に活用しようという方向に、多くの国が意識を切り替えている。北朝鮮のドローンに日本製のカメラが搭載されているように、日本の優れた民生技術や製品は各国が関心を寄せるところでもある。従って、これらを安全保障産業の重要な一部と捉え、それらの開発やデュアルユース技術の最新の動向を把握しておく必要がある。

国際的な装備品市場の実情

この日本の安全保障産業は国際的な装備品市場では多くの機会があるが、市場の状況をうまく理解しないとチャンスを活かすことはできない。国際的に装備品市場がどのように展開されているのかを以下に概観し、日本の関わり方についての基本的な考えを示す。

領域毎に異なる国際装備品市場の特色

日本では、主要防衛装備品の需要と共に、新技術を適用した新たな兵器システムに対する関心が高まっている。海外においても、新興国の防衛力強化や既存兵器の更新需要を受け、国際的な装備品市場は活性化している。また、サイバーやドローンに代表されるような、新たな戦闘領域に関わる先端技術を有する企業や、従来型装備品を割安で提供する企業が積極的に市場参入してきている。これにより、装備品市場はハイエンドとミドル・ローエンドの領域で特色が異なっている。

高付加価値のハイエンド装備品においては、欧米やイスラエルの企業が価格決定権を握っている。これらの企業は海外市場に既に浸透しており、圧倒的な経験と自国政府をも交えた情報網を構築している。「そうりゅう」型潜水艦の豪州輸出失敗の事例でも明らかのように、例え技術力が優れていたとしても取引は成立しない。日本がこの領域へと進出するには、まずは国際共同生産など通じ、徐々に経験値を高めていく必要があるだろう。

もう一方のミドルとローエンド、即ち必ずしも先端技術を用いない従来型装備品の領域においては、中国や韓国などの、海外の市場を目指す企業の参入によって買い手市場となっている。特にアジアのミドル・ローエンド装備品市場においては、韓国が政治によるリーダーシップの下、官民が協力して輸出を促進する体制を既に構築している。この領域に日本が進出するのであれば、早期に装備品移転の体制を整備したうえで、輸出に向けたスペックダウン品（ハイエンドの装備品からグレードを落とした廉価版製品）を用意するなど、市場のニーズに合致するような工夫をするのが現実的である。

日本の狙うべき市場とアプローチ

このようにハイエンドとミドル・ローエンドの領域で市場の特徴は異なるものの、現在の国際社会における防衛装備ビジネスでは、そもそも政治力を背景とする国家主導型で行わ

れている。この点に関連して、インド太平洋地域では防衛装備品や関連技術と製品の展示会が増加傾向にある。日本でも航空宇宙工業会の展示会や新たに MAST-Asia が開催されている。しかし、日本企業が優位性を持つと考えられるデュアルユース技術・製品や、平和維持活動に関係する製品の展示機会は限られており、安全保障産業全体としてのアウトリーチは弱い。日本企業が国際市場に展開をするにあたり、国際的な需要動向を実感できる展示会を頻繁に開催し、海外の展示会にも積極的に参加していくことが求められる。

また、日本政府は、2014 年に防衛装備移転三原則や技術基盤戦略などを策定し、防衛装備の海外移転を国内の技術・生産基盤維持の重要な政策と位置付け、米、英、仏、そして豪州などと共同開発協定を締結してきた。特にインドとの間では US-2 救難飛行艇、豪州との間では潜水艦の輸出を試みてきた。完成品の輸出は、長期的には防衛生産において規模の経済を生かすことができ、産業基盤の維持と高コスト構造の解決を図ることができる。しかし、これまで輸出実績が乏しく、なおかつ完成品の運用形態での使用実績がないことから、日本の防衛装備品には国際競争力がなく、それを短期的に補完する措置も少ない。

このため、長期的には輸出可能な完成品の製造と国際市場での展開を目指しつつ、中期的にインド太平洋地域における海洋安全保障分野での国際協力や、関係国との共同作戦、欧米諸国等との共同開発・生産の活性化を実施する。これら中長期的な政策を念頭に、短期的には防衛装備の共同運用や、民生品の移転、平和構築などの能力構築支援、中古品の移転、国際共同開発・調達など、実現可能性が高い措置を進めることが現実的であろう。

このロードマップを実施する上で重要となるのは、政府の支援措置を充実させることである。特に、素材や部品移転から完成品の移転へと、段階的に進むアプローチを展望し、各種の支援メニューを整えることが大事である。

第2章

結論と政策提言

これら分析を踏まえ、本提言では、日本の安全保障政策の推進と産業基盤の強化を前提に、安全保障産業のインド太平洋地域を中心とした国際市場への展開と、それを支える国内法制度の拡充を提案する。国内法制度には、相手国の安全保障および防衛政策上の需要を把握するためのマーケット戦略において、政府と民間が共同作業を可能にするための、ハード及びソフトの両面での制度的なインフラを構築することが重要になる。

本提言では、以下の二点に留意している。

第一に、安全保障産業政策は、日本の外交・安全保障政策に寄与し、推進するものでなければならない。防衛装備品の移転により、地域の安全保障環境の不安定を招くのでは、その本来の目的から逸脱するものとなる。しかし、国内の防衛産業基盤を強化する上でも、国内企業の比較優位を生かし、日本経済を成長させるためにも経済的な利得の確保は必要不可欠である。

この二つの条件を調和させるうえで、あくまでも外交・安全保障政策の手段としての活用という原則を堅持する必要がある。装備移転が、外交・安全保障政策の方向性及びその内容から逸脱しないように管理する政府組織と、その限界を探る民間組織（シンクタンクなど）の存在を前提として、政府と民間が継続的に対話する枠組みを構築する必要がある。

第二に、日本の防衛産業基盤も維持発展させるものでなければならない。この産業は、自衛隊の維持整備を安定的かつ適切に実施し、日本が国内外の災害支援や平和維持活動等に貢献し続けるためにも必要不可欠なものである。前述した新領域の企業群の発展と同時に、従来の防衛産業基盤の発展も期す必要がある。

以上の二点を前提として、政策の実現可能性を考慮し、以下の政策を提言する。

提言 1：内閣官房に「安全保障産業」強化に寄与する省庁横断的な政策検討と調整事務を担う司令塔機能を付与し、それを支える官民共同の作業部会を設ける

外交・安全保障に関連する装備の開発、運用、そして海外への移転についての所管は、防衛省だけでなく、財務省、経産省、外務省、国交省と多岐にわたっている。一方で、現在の各省庁設置法等や国家安全保障戦略以下の政策文書には、基盤となる産業を誰がどのように監督するかといった明確な規定は見当たらない。全体的な枠組みが欠如したまま、個々の企業が所管官庁の指導を受けながら事業を展開するのみである。

また、これら企業は厳しい市場の原理にさらされており、適正な利益を得られない場合や、次世代の人材を確保できない場合には、市場からの撤退もあり得る。このような事態は日本の外交・安全保障において重大な損失となるため、政府側が主導的に安全保障産業の維持整備に取り組むよう、内閣官房に省庁横断的な調整事務を担う組織を整備すべきである。

安全保障産業が生み出す製品の移転について統合的な政策指針を構築する必要がある。関係省庁や海外の市場を狙う企業との間でも必ずしも情報や認識が共有されていない恐れもあり、現在のままでは海外展開に大きな支障をきたす。

従って、内閣官房もしくは国家安全保障局内に安全保障産業の政策的活用について検討する部署を設けるべきである。更には、同部署を補助する官民タスクフォース（作業部会）を設置し、各省庁担当部局と産業界そして民間有識者らが、装備品の安定的かつ効果的な移転に向けた情報共有と議論を平素から交わす場を設けることが望ましい。

これらの施策は、海外では主流である相手のニーズに合わせて、様々な装備品や教育訓練、設備更新、維持整備を組み合わせモジュール化したパッケージ型輸出の実現にも必須である。これは、これまで日本政府が取り組んできた装備品単体の移転がほとんど功を奏していない現状を鑑みれば、重要性の高さは言うまでもない。

提言２：国内外の「安全保障産業」の動向等について調査研究を行い、人的ネットワークの中心となるような民間機関の育成支援を行う。この機関には政策提言機能も付与する

従来の防衛関連産業においては、完成品メーカーを中核とする業界団体が一定の政策情報の共有と緩やかな連携を行っている。しかしながら、高度に秘匿性の高い技術を扱うこともあり、閉鎖的な空間であるのは否めない。国際的な産業動向の調査も限定的であり、その会員企業向けに留まっている。

また、これら完成品メーカーに納品する中小企業やデュアルユース技術を持つ企業については、一部の関係者が把握しているのみである。安全保障産業が防衛産業のように閉鎖的であることは、産業発展の観点から好ましくない。

さらに安全保障産業が国民のみならず行政にとっても不透明な特殊産業と化すことは好ましくない。このため、中立的な視点から安全保障産業の動向や課題を調査し、関連企業のデータベース化を図り公表する等の手段を講じる必要がある。そして、政府の意思決定を支援し、かつ安全保障産業の健全な発展に向けて日本の政策や産業動向についての適切な情報発信を行い、海外の政府・企業・投資家の関心と理解を深めるための組織が必要である。

このような組織は政府内に設置されるのもよいが、より高度な中立性を確保し、かつ柔軟な運用を行うことを求められる。このため、社団法人や公益財団法人のような民間の立場を持つ組織として育成することが適切であろう。

提言 3 米国の海洋安全保障戦略との連携を強化し、インド太平洋諸国との共働体制を構築する

米国の海洋安全保障戦略は、日本にとって死活的に重要に意味を持つ。これは「自由で開かれたインド太平洋戦略」を日米が一致して採用していることから明らかである。米国の戦略は、日本の島嶼防衛から東南アジアやインド等との安全保障協力など広範な領域に及び、域内の同盟国の協力が重要な意味を持つものとなっている。

こうした状況において、日本は米国の戦略に対して、どのように関与すべきか。第一に、日本周辺における事態での連携強化である。朝鮮半島有事や台湾有事等の事態では、状況の中で海洋部における米軍機の墜落や撃墜が想定される。その際、搭乗員の救助が必要となるが、米国にはこの地域における長距離救難能力が不足している。これは日本の平和安全法制で新たに戦闘搜索救難任務（戦闘地域における救難）が可能とされたことから明らかである。また、日本周辺における事態では、朝鮮半島有事を見据えた際に、在韓・在日米軍の化学戦部隊が不足しており、北朝鮮側が生物化学兵器を使用してきた際の対応が懸念される。

そこで、まず US-2 救難飛行艇や UH-60J 救難ヘリコプターといった我が国の保有するアセットを増勢・拡大して、有事の米軍機の搭乗員の救難救助の主役を日本が務めるべきである。この作戦により、貴重な米軍パイロットの救助を日本が担当するなど、日米が作戦運用面での緊密化と一体化を深めることが可能になり、日本の評価につながる。

第二には、インド太平洋地域における平時の貢献の拡大である。有事の際の日本の関与を拡大するために、平時に装備の規模を拡大することは、大きなコストにつながる。この資源の有効活用を図るため、日本は域内各国と現地のニーズに合わせた平時の協力関係を強化する。これらの地域には、多くの島が点在しており、航空インフラが未整備な島との輸送、周辺海域での各種作戦活動は、地理的に大きな制約が伴っていた。

このため、域内で紛争における搜索救援活動や、災害時の救難活動、また島嶼国の日常の輸送ニーズに対応する上で、日本は救難飛行艇や哨戒機などを通じた直接的な支援、そして当該国の能力構築を通じた各国の強靱性の向上に貢献するべきである。

同時に、救難飛行艇や哨戒機が多目的の利用を促進するため、域内各国に対する支援を通じて、自身の装備の技術的可能性を模索すべきである。米軍のインド太平洋地域の重要拠点はグアム及び豪州のパスであり、豪州の海洋戦略は、本国からの展開に依存している。

このような状況では、海洋安全保障の観点から、たとえば海上離発着可能な US-2 を、海上艦艇のアクセス困難な海域において、海洋や航空の無人機の基地局や補給拠点として活用し、日米及び同盟国のプレゼンスの拡大を図るなどの措置が考えられる。

その際、日本の海洋安全保障の面から、八丈島、沖縄、グアム、パス、マニラ、シンガポール、ブルネイ等を自衛隊機などの展開拠点として活用し、域内諸国と日本の安全保障協力を進化させる必要がある。

提言 4：インド太平洋における海洋状況把握や人道支援・災害救援の能力を高めるため、地域諸国と協力して安全保障産業の装備品を活用する

2017 年 12 月に発表された米国家安全保障戦略の「地域の文脈における戦略」では、インド太平洋の安定に対する重要性が強調されている。また、日本の主導的な役割も期待されている。この米国の戦略は、日本の「自由で開かれたインド太平洋戦略」と共鳴する。日本は、日米両国と利害を共有する域内友好国との装備品の共同運用や、自衛隊の装備のローテーション配備などで派遣協力を実施すべきである。

インド太平洋諸国の海洋部では、増加する人の移動やイスラム国に参戦した戦士の帰国などを通じ、過激派思想の流入などが問題となっている。また、域内の麻薬取引や人身売買は、各国の法執行の抜け穴となっている海上輸送が利用されるケースが多い。国境を超える犯罪組織の活動に対する規制を強化する上で、各国の沿岸警備や洋上監視能力が重要になっている。インド洋で行方を絶ったマレーシア航空機の捜索が困難であったことに象徴されるように、各国の広域の海洋状況把握（Maritime Domain Awareness/MDA）能力は限られているのが実態である。

こうした国々の不足している能力に対し、日本の安全保障産業の生み出す製品を使って、積極的に貢献していくべきである。例えば、将来の MDA 能力のカギとなる海中及び航空ドローン及びその制御ネットワークシステム、そのプラットフォームとしての US-2 救難飛行艇や C-2 輸送機や P-1 哨戒機、船舶修理、MIMO やシーエアリアル等の最新レーダー、顔認証警備システム、サイバー・人工知能等をパッケージで輸出していくことが考えられる。

また上記の安全保障産業が有する最新もしくは日本が優位性を持つシステムの実証実験として、東南アジア諸国の演習地域を活用し、共同開発と実証実験を行うべきである。これはマレーシアで東芝他が EV バスの実証実験をやっているように前例があり、しかも規制が多い日本では難しい実験を行いつつ、当該国との関係を深められるメリットがある。

また、この際に派遣する US-2 救難飛行艇や C-2 輸送機や P-1 哨戒機などを航空機や艦船による洋上の警戒監視や遭難・傷病者等の救出に充てることも一案だろう。

たとえば、インドネシア・マレーシア・フィリピンが行うスルー海での合同パトロールにこれらの機材を貸与する、あるいは数か月に一回程度でも、自衛隊機が域内諸国に展開して、彼らの活動を支援することで、その能力を高めることが可能であろう。

このような協力は、地域安定化に寄与するだけでなく、相手国の防衛当局との関係を各層で向上させ、また日本の装備品についての理解を促進する機会となる。こうした装備品は徐々に当該地域国に能力構築として移転し、その維持整備基盤として、現地の産業を育成することも望ましいだろう。

提言 5：海外の需要家（政府・企業）と国内の「安全保障産業」関連企業の接点を拡大し、装備品の国際展開を支援する輸出機構を新たに設置する

新たに防衛装備品移転三原則が打ち立てられ、2015 年に防衛装備庁が創設されたことを受けて、国内の防衛装備品や技術を海外に展開しようという動きが起こりつつある。これらの多くは完成品の輸出を念頭においたものであるが、日本の防衛装備は、完成品市場において、後発国であることを自覚しなくてはならない。

豪州における潜水艦輸出の失敗例に見られるように、完成品の移転については、輸出条件や制度調整、また価格交渉や技術移転等において、日本は未だ学習過程にあることを自覚すべきである。豪州の例から学ぶべき最大の教訓は、民生品における JETRO のように、海外の市場ニーズと、特に中小企業など自前での海外展開に限界がある国内の安全保障産業の各企業と、海外の需要家との接点を拡大するための組織を持つ必要がある。このため、安全保障産業の活動分野では、民生品の輸出に大きく貢献する JETRO を模して、「防衛装備品研究輸出機構（仮称・DERTO：Defense Equipment Research and Transfer Organization）」の設立が求められる。

このような機構は、経済産業省と連携を図りながら、海外で開催される防衛および危機管理関連の装備品展示会への日本企業の出展を支援するとともに、日本国内でも国際市場を意識した装備品展示会を開催し、あらゆる機会を活用して完成品を必要とする各国政府や、高度な技術を求める完成品メーカーと国内企業の接点を設け、国内技術基盤の活用と産業活性化を図るべきである。

DERTO のもう一つの重要な機能は、国際市場の動向を調査研究し、政府および安全保障産業関連企業に対して情報を提供することである。装備品の国際市場においては、従来の欧米先進国に加えてロシアや中国、更に韓国といった国々が激しい競争を展開している。また、新技術の開発やデュアルユース技術の発展に伴い、企業間の連携状態も短い期間に変動する。国内産業の保護育成や技術移転に向けて少しでも自国に有利な条件を引き出そうとする現地政府の購買心理も変わり得る。このため、各分野における最新の市場情報を継続的にフォローするとともに、各国政府および国防機関の政策動向の把握は極めて重要であり、DERTO はこの役割を担うべきである。

提言 6：装備品の海外移転や実機による能力構築支援を進めるために「見本・教育訓練用機材」を調達すると共に、教育・訓練・維持整備を担う組織を支援する「官民ファンド」を設置する。海外での需要が見込まれる航空機については、空輸を容易化する

日本の安全保障産業が製造し、国際的に技術優位を持つ装備品を海外市場に展開する上で、安全保障産業関連の展示会への出品など、海外の政府・軍関係者などの関心を高める機会を増やしていくことが必要である。しかしながら、自衛隊の編成と装備調達計画は、基本的に日本の防衛のみを目的としたものになっている。現場に負担を強いながら、配備されている装備品を「見本」として海外市場開拓のために持ち出すことは容易ではない。

このため、幾つかの装備品においては、新たにデモンストレーション用の機体を大綱の別表とは別に調達する、または財務省と協議のうえ、防衛装備庁が装備品のライフサイクルコストを計算し、早期の用途廃止を通じた海外移転を可能とすべきであろう。2017年6月には、海上自衛隊所属のP-1哨戒機をパリで開催されたエアショーに送り出したものの、輸送途中で2機の中の1機が故障した。これは、結果的に、自衛隊のローテーションを圧迫し、実任務に多大なコストを強いることになった。防衛省が近年注力している能力構築支援事業においても、教育訓練用の実機を出す余裕がないことが問題となっている。このため、実働部隊への負担軽減と、効果的なPR活動を両立されるため、「見本・教育訓練用機材」の早期調達が必要である。

なお、効率的な能力構築支援実施のためには、防衛省・自衛隊のほかに教育・訓練・維持整備の実施を行う組織を設けるべきであろう。官民いずれにも資金的・人的・物質的な余裕がないなか、政府が主導して防衛省・自衛隊及び企業のOBもしくは出向者からなる「官民ファンド」を創設して対応することも検討すべきである。

併せて、海外での需要が見込まれる航空機材については、空輸を容易にする措置を講ずるべきであろう。民間の航空機は、開発時に国交省の耐空審査に合格して民航機としての型式証明を得る必要があるが、より過酷な現場での使用が想定される軍用機であっても、民航機の型式証明の取得は困難である。このため、防衛省開発の航空機には民航機の型式が備わっておらず、新規の完成品の輸出時に当該国まで飛行することさえも不可能となっている。過去に、航空自衛隊向け新型輸送機のC-2輸出が頓挫する等、航空機輸出のネックとなっている。

そこで、短期的には、型式証明は必要とせずとも輸出に際し輸出国へのフェリーフライトなどにおける、最低限必要なルールを防衛省と国交省航空局で取り決めるべきである。そして、民間転用も見据えて、中長期的な取り組みとして、政府は、国交省が「防衛省で部隊使用承認を受けた航空機型式における、民間転用時の審査に関する通達」といった例外規定を発行するなどの措置を、早期に検討すべきである。また、特殊用途の航空機については、特別耐空証明など、別の飛行許可を発行できるように航空法を改正すべきである。

提言 7：政府は「安全保障産業」の維持及び海外展開を支える人材の育成支援を図る

多くの他の国内産業と同様に、少子化に伴う労働生産人口の減少は安全保障産業の未来にも影を落としている。装備大手の完成品メーカーを支える国内の中小企業においては、高い技術力を誇るにもかかわらず、既に経営と技術の両面での後継者不足が表面化している。防衛装備関連の部品やコンポーネントは極めて高い品質が求められ、これらの生産に従事する技術者の育成には長年の指導と経験が求められ、簡単に代替が効くものではない。この点が、安全保障産業の特徴であり、他の産業とは大きく異なる所以である。一度失った技術力は二度と戻ってこない。

従って、後継者不足の問題は、装備品の安定供給と開発、そして次世代への技術継承という点において、極めて深刻な問題となりつつある。政府は、装備品の技術基盤が継承されていくために、一層の支援を行うべきである。また、懸賞金付き技術コンテストのように、若手の技術者や経営者が「夢」を持てるような枠組みの創出も検討することも一案である。

一方、装備品の海外移転、特に共同開発や輸出を念頭に置いたとき、国際的な装備品市場と技術ニーズを理解し、柔軟な発想力で技術や部品の組み合わせを提案し引き合わせることでできる人物、いわゆる「目利き人材」の育成支援が喫緊の課題になってくる。

「目利き人材」は軍事技術と兵器の運用に明るく、かつ外国語での高度な折衝力と調査分析力を併せ持っている必要がある。このような、能力を持つ「目利き人材」を、官民をあげて育成する必要がある。まずは選抜した防衛省・自衛隊や装備品を取扱う商社などの人材を海外で経験を積ませ、前述した DERTO のような組織に出向させて、自由な発想の下に活動できる能力を涵養させるため、数年間自由に活動をさせるなどの余裕を持った配置を心掛けるべきだ。

これらの人材に期待することは、海外の市場ニーズに合った装備品や部品を国内企業が提案できるようにサポートし、マッチングさせることである。長期的な視点から、これらの人材育成プロセスを向上させ、将来的には自発的に「目利き人材」としてのキャリアを志向するビジネスマンの登場に期待すべきである。

提言 8：有望な技術を有する中小の「安全保障産業」関連企業の海外市場参画を政府が主導して支援する

安全保障産業のなかでも、防衛装備を支える企業は重層的かつ多岐にわたる。たとえば、主たる装備品の関連企業は護衛艦（約 2500 社）、潜水艦（約 1400 社）、戦闘機（約 1200 社）、戦車（約 1300 社）と極めて多く、それらの大多数は中小の下請け企業である。装備品の安定調達を図るには、これらの企業の存続及び、その持続的な発展が求められる。

しかしながら、実際には経営者および技術者の高齢化や後継者難などで危機的状況を迎えているのが現状である。国内においては、防衛省による調達数は限られており、経営的にも厳しい。また、国の防衛予算には限りがあるため、海外の装備品に対する依存度が高くなると、国内装備品企業の経営が圧迫されることになる。

ミサイル防衛能力や装備品の相互運用性の向上を図るため、近年の防衛省の調達においては、米国からの装備品移転（Foreign Military Sales, 略称 FMS）が目立っている。たとえば、2012 年度には 1365 億円だった FMS 契約額は、2018 年度概算要求において約 3.5 倍の 4804 億円と大幅に増加している。このことは、国内企業にとっての防衛市場の縮小を意味し、中小の装備品関連企業に直接的に影響する。

このような状況を打開するためにも、国は積極的に中小の装備品企業の活用を検討すべきであろう。全てを対象とするのは困難であろうが、技術優位を維持する企業に対して、国が直接的に支援を行うべきである。その手法としては、国際的な共同開発や調達、あるいは国際的な装備品市場への参画の支援、部品やコンポーネントの新たな販路の開拓など、経営体力を持ち直すように誘導すべきであろう。

一般的に、防衛装備品の生産技術を保有していることは、海外から装備品を取得する際の交渉において、交渉材料を保有することを意味し、その交渉を有利に展開することを可能にする。また、諸外国が日本の生産技術を用いた装備品を運用することは、その安定的調達や補給を絶やさないために、日本との関係に配慮することにもつながる。間接的ではあるものの、これは、日本の安全保障への貢献が期待できる。

提言 9：装備品移転の透明性・妥当性が担保されているかをチェックする第三者専門家委員会を設置する

平和主義を掲げて戦後の歩みを進めてきた日本にとって、安全保障産業関連の装備品の移転が海外の紛争を助長することがあってはならない。特に東南アジアにおいては、福田ドクトリンの精神を引継ぎ、地域の平和と繁栄を支えるための協力であることに留意する必要がある。また、国民からの理解と支持を得ると共に、中国や北朝鮮から「軍事大国」化しているといった批判を受けないよう慎重に進める必要がある。

防衛装備品の移転方針としては既に防衛装備移転三原則にて定められているが、過去の防衛装備品の取引で発生した、世論から疑念を抱かれる汚職事件、政策目的に反する不適切な移転、さらには、不透明な制度の運用は厳格に管理されなければならない。

また、紛争当事国だけでなく権威主義的な国や、著しい人道問題が起きている国において圧政に用いられるような機材の移転は慎むべきである。また、国民の理解を得るためには、透明性を更に担保し、常に国民世論の厳しい視線に晒されながら移転の是非を議論する土壌をつくる必要がある。

このためには、政府は独立した第三者専門家委員会を設置し、絶えず、装備品の移転や調達プロセスに透明性・妥当性が担保されているかをチェックさせるべきであろう。同時に、この目的のためにも、民間学術機関等による安全保障産業をモニターする人材育成も求められる。

以上